

不発弾処理対応報告書



令和8年6月

周南市

〈目次〉

1	はじめに	1
2	不発弾の発見・対応	1
(1)	発見経緯・場所	1
(2)	初動対応	2
①	徳山海上保安部の対応	2
②	出光興産の対応	2
③	山口県及び周南市の対応	3
(3)	国への緊急要望等	3
①	緊急要望に至った経緯	3
②	防護対策について	4
③	国への緊急要望	4
3	爆破処理に向けた具体的な検討・調整	5
(1)	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議	5
①	会議概要	5
②	会議の進め方	5
(2)	処理要領	5
(3)	影響評価	6
(4)	安全対策	6
①	油抜き作業	6
②	防護対策	7
③	具体的内容	7
(a)	潜水探査	7
(b)	海中の防護対策（大型土のう⇒バブルカーテン）	8
(c)	陸上の防護対策（防護ネット）	10
④	警戒区域の設定	11
(a)	海域の警戒区域の設定	11
(b)	陸域の警戒区域の設定	11
⑤	コンビナート災害に備えた体制	11
(a)	県石油コンビナート等防災計画に準拠した体制	11
(b)	地域住民等の避難に備えた体制	12
(c)	徳山海上保安部の緊急時対応計画	12
⑥	空域の対策	12
⑦	東栈橋のローディングアーム撤去	12
(5)	処理日時	13
(6)	不発弾処理等現地対策本部設置・運営計画書作成	13
(7)	タイムライン作成	13

(8) 地域住民等への周知	13
(9) 報道対応	14
(10) 油等の漏洩に対する法的対応	14
4 不発弾処理等現地対策本部設置	14
5 不発弾の爆破処理当日の対応	15
6 コンビナート施設・設備等への影響	18
7 残り4箇所への潜水探査	18
8 今後の課題	18
(1) 海域での不発弾処理	18
(2) 爆破処理に起因する損害の補償	18
9 まとめ	19

〈資料〉

別添1 爆破処理に至るまでの経緯	20
別添2 山口県港湾 水際・防災対策連絡会議構成機関	22
別添3 不発弾処理までの工程	23
別添4 不発弾処理等現地対策本部設置・運営計画書	24
別添5 不発弾処理に係る周知チラシ	33

1 はじめに

○令和7年9月5日、山口県周南市新宮町地先の徳山下松港の港湾区域内において、爆発物らしきものが発見された。

○海上自衛隊による調査の結果、信管が発見され、不意爆発の危険性が高く回収並びに発見場所からの移動が困難であったことから、海上自衛隊からは当該場所での水中爆破処理の方針が提示された。

○令和7年11月14日以降、中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所所管の既存の会議体である山口県港湾 水際・防災対策連絡会議にて、爆破処理に向けた具体的な協議が進められた。

○当該会議における累次の協議の結果、国内でも例がないコンビナート関連設備付近での水中爆破処理を実施することとなった。

○本報告は、爆発物らしきものの発見・対応、爆破処理に至るまでのプロセス、防護対策など、国、県、市、民間企業等が組織の枠を超え一丸となって取り組んだ内容を周南市の視点から記すものである。爆破処理に至るまでの経緯は別添-1のとおり。

2 不発弾の発見・対応

(1) 発見経緯・場所

○令和7年9月5日午後0時頃、出光興産株式会社徳山事業所（以下「出光興産」という。）が所有する西地区東棧橋（以下「東棧橋」という。）から西へ約30m^{*1}離れた水深約9mの海底（図-1）において、出光興産が浚渫作業に伴う海底磁気探査で確認した金属異常点を潜水探査したところ、爆発物らしきもの1個を発見した。

※1 後日、不発弾位置を再度測量したところ、東棧橋から西へ約48mの位置にあることがわかった。

○同日午後2時30分頃、徳山海上保安部に通報し、翌6日に海上自衛隊呉水中処分隊（以下、「呉水中処分隊」という。）によって調査が行われた結果、不発弾の可能性があるもの（以下「不発弾」という。）で、信管のようなものがあることが判明したことから、不意爆発を懸念して回収を避け、発見場所に残置することとなった。

〈不発弾の形状〉

長さ約120cm、直径約40cm、筒状、信管あり



図-1 不発弾発見場所
(引用元：令和7年11月緊急要望書)

(2) 初動対応

①徳山海上保安部の対応

○徳山海上保安部は、呉水中処分隊の調査結果を踏まえ、令和7年9月6日午後11時から当分の間、不発弾を中心とする半径300mの円により囲まれる海域(図-2)について、港則法第39条第1項に基づき、航泊禁止措置の港長公示を発出した。

○また、当該不発弾の不意爆発の可能性を否定できないことから、同位置を中心とする半径3,000mの海域の利用者に対して、シュノーケリングやダイビング等のマリレジャー及び入水を伴う漁業活動を実施しないよう注意喚起した。

○令和7年9月8日、徳山海上保安部は、関係機関を招集して情報共有及び役割分担のため連絡調整会議を開催し、その後、山口県、周南市とともに共同記者会見を実施した。

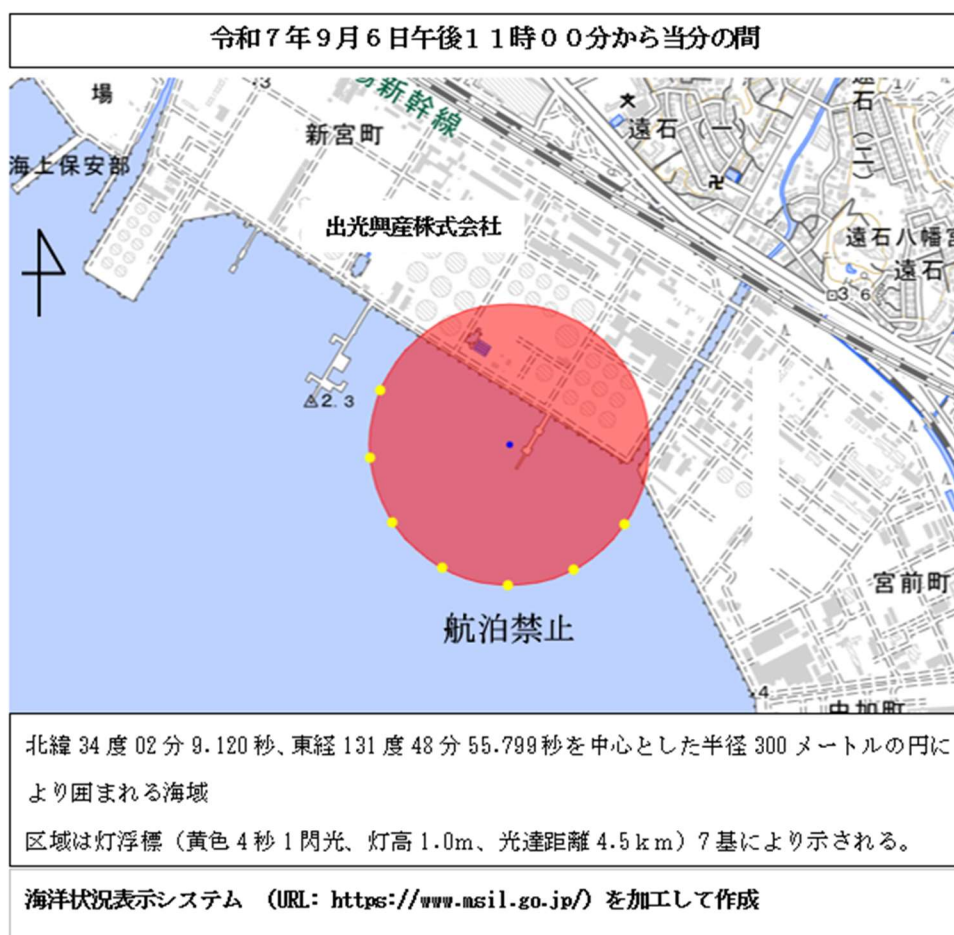


図-2 航泊禁止措置エリア(提供元: 徳山海上保安部 港長公示第2号)

②出光興産の対応

○出光興産は、不発弾を中心とする半径300mの円により囲まれる陸域について、自主的に関係者以外立入禁止とし、通行止め看板を設置した。

○また、半径300m内には東棧橋があり、石油・石化製品の入出荷の調整、スチレンモノマーの生産調整を実施した。

○東棧橋の6種類の配管の内、4種類の配管の抜き取り作業を実施したが、残りのA重油とパラキシレン2種類は東棧橋上からの抜き取り作業が伴うため対応できなかった。

○不測の事態に備え、オイルフェンスを西地区中央棧橋付近に準備した。

③山口県及び周南市の対応

○不発弾発見日から後日、海上自衛隊呉地方総監部（以下「呉地方総監部」という。）から、移動等に伴う振動によって不意爆発の恐れがあるため「発見場所での水中爆破処理」の方針が提示された。

○山口県（以下「県」という。）及び周南市（以下「市」という。）は、徳山海上保安部、出光興産、呉地方総監部、徳山海上保安部等の関係機関と爆破場所や、爆破による影響、影響を低減させるための措置、他の金属反応があった10箇所の調査等について協議を重ねた。

（3）国への緊急要望等

①緊急要望に至った経緯

○今回の事例は、下記の状況のとおり、これまでの不発弾処理の事例にはない特殊なケースで、関係機関間の慎重な協議・調整を要した。

（状況）

- ・ 呉地方総監部は移動等に伴う振動によって不意爆発の恐れがあるため「発見場所での水中爆破処理」の方針を提示している。
- ・ 不発弾発見場所の周辺には金属反応が確認されている10箇所（図-3）が存在している。
- ・ 不発弾発見場所が出光興産の東棧橋や陸上のタンクに近い位置（図-3）にある。

○そうした中、不発弾発見以降、出光興産の東棧橋が利用できなくなり、東棧橋からの石油・石化製品の入出荷が止まり、関係する多くの企業の営業損失が日々累積していた。

○また、発見場所で爆破処理を実施した場合、東棧橋や陸上のタンクなどコンビナート関連設備が損壊し、長期にわたって甚大な影響が生じる見込みであったことから、こうした深刻な事態について、国に対し直接要望を行う必要があった。

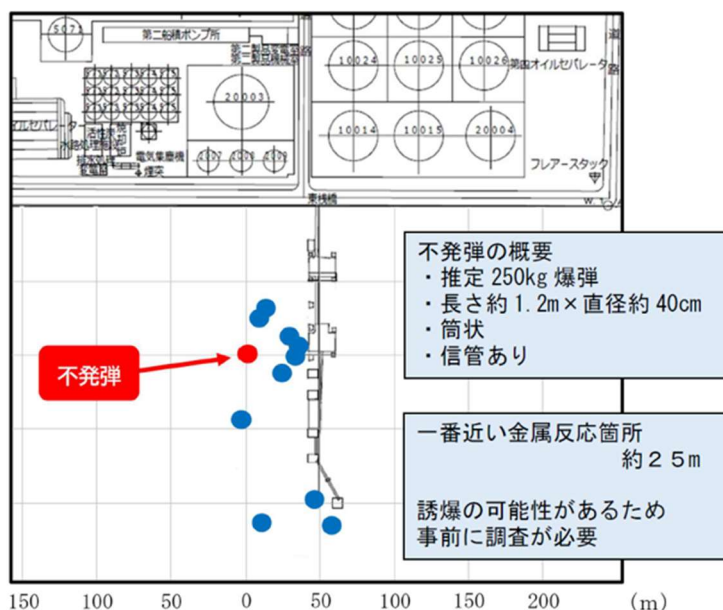


図-3 不発弾付近の金属反応があった10箇所（引用元：令和7年11月緊急要望書）

②防護対策について

○不発弾等の防護対策については、国又は地方公共団体による費用の負担を義務付ける法律は存在しない。

○しかし、過去、国会では、戦後処理の一環として不発弾処理について国が責任を持つとともに、住民の安全確保の観点から地方公共団体においても責任を持つという考え方に基づき、地方公共団体が不発弾の探査や防護対策等を実施する場合に、所要の経費の一部に対し、国が財源措置を講じる制度を設けている趣旨の答弁がなされている。

○不発弾の移動が不可能であれば、不発弾の早急かつ安全な処理のため、国の制度を活用し、県と市とが共同で防護対策等を講じる方向で調整することとしたところであるが、今回の海域の不発弾に関しては、総務省所管の「不発弾等処理交付金」の要件には該当していなかった。

③国への緊急要望

○上記①②のような状況を踏まえ、令和7年11月12日、13日の両日、県、県議会、市、市議会と合同で、総務省、経済産業省、国土交通省・海上保安庁、防衛省に対し、下記のとおり緊急要望を行った。

○これ以降、後述の3のとおり、国、県、市、民間企業等が連携し、不発弾の早急かつ安全な処理に向け、具体的な協議・調整、取組が進んだ。

○なお、総務省所管の「不発弾等処理交付金」とは別に、地域住民の安全確保や地域経済への影響を最小限に食い止めるために通常とは異なる大規模な対策を速やかに実施する必要があることに鑑み、今回の事例に対し、特例的な補助制度が翌年3月に講じられた。

〈省庁別要望事項〉

【総務省】

○自治体を実施する安全対策等への支援

- ・「不発弾等処理交付金」の制度拡充、特別交付税措置等の財政支援

【経済産業省】

○関係中小企業における営業損失に対する支援

- ・棧橋が利用できないことにより、営業損失が発生している関係中小企業に対する支援

【海上保安庁】

○棧橋上の残存油等の抜取りに対する協力

- ・棧橋の配管に残存するA重油及び水生環境に有害性のあるパラキシレン等の抜取作業への協力

【防衛省】

○不発弾の早急かつ安全な処理

- ・地域経済に大きな影響が生じているため、一日も早い安全な不発弾の処理
- ・当該不発弾の付近で金属反応が確認されている10箇所での事前調査及び適切な対応

○爆破処理等に伴う民間事業者の損害に対する補償

- ・爆破処理による棧橋や施設の損壊及びこれに伴う営業損失の補償
- ・人的被害や油等が海域に流出した場合にかかる費用の補償

○自治体を実施する安全対策等への支援

- ・県、周南市が講じる防護対策等に対する指導・助言

3 爆破処理に向けた具体的な検討・調整

(1) 山口県港湾 水際・防災対策連絡会議

①会議概要

○国への緊急要望以降は、国土交通省中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所（以下「宇部港湾」という。）所管の既存の会議体である「山口県港湾 水際・防災対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」において、不発弾処理に向けた連絡・調整が行われることとなった。

○連絡会議は、令和7年11月14日の第1回以降、延べ14回にわたり開催（写真-1）され、県及び市の関係部局、出光興産、呉地方総監部、中国四国防衛局、徳山海上保安部、漁業関係者などの関係機関（別添-2）から毎回50人を超える関係者が集まった。

②会議の進め方

○会議では、役割分担や、東栈橋上配管内の油抜き作業、東栈橋など周辺施設の防護対策、金属反応が確認されている10箇所の潜水探査、警戒区域設定、現地対策本部設置・運営などの諸課題について議論し、関係者の総意をもって進めることとした。

○主な内容は以下（2）～（10）のとおり。また、不発弾処理までの主な工程は別添-3のとおり。



写真-1 第14回会議の様子（提供元：宇部港湾・空港整備事務所）

(2) 処理要領

○自衛隊法第84条の2に基づき、海上自衛隊は不発弾の爆破処理作業を担う。

○連絡会議にて、呉地方総監部から、改めて「発見場所での水中爆破処理」の方針が示された。

○信管のある爆発の危険性が高い不発弾は、発見場所で爆破処理することが基本である。また、酒田港（山形県）の不発弾も同様に信管があったが移動できた理由は、信管が劣化しているなど機能が低下していた。一方、徳山下松港の不発弾は信管の機能が維持されている可能性が否定できず、不意爆発の危険性があることから移動はできないと具体的な説明を受けた。

○出光興産が油抜き作業を行い、宇部港湾は港湾業務艇「おおつ」により油抜き作業に必要な人員・資機材の輸送支援を行った。

○また、徳山海上保安部は、海上を警戒するとともに、不測の事態の際に円滑に救助活動が行えるよう作業箇所周辺で待機するなど、連携して取り組んだ。

○令和7年12月8日～12日にかけて実施された作業により、東棧橋上の配管に残った油・有害液体物質の大部分が抜取られ、仮に爆破処理の際に配管が損傷したとしても、大量の油・有害液体物質が海域に流出する可能性が低くなった。

②防護対策

○前述の2(3)②のとおり、不発弾の早急かつ安全な処理のため、県と市とが共同で防護対策等を講じる方向で調整することとした。

○関係者で協議を重ねた結果、県の不発弾処理対策事業は、下記の内容で予算化を目指すこととなった。

- ・不発弾周辺の金属反応が確認された10箇所の潜水探査（令和7年12月実施予定）
- ・海中への大型土のうの製作・設置・撤去（令和7年12月下旬製作開始予定）
- ・陸上タンクの防護ネット設置・撤去（令和8年1月設置予定）
- ・現地対策本部設営（令和8年3月上旬設営予定）

○県においては、令和7年11月県議会に不発弾処理対策事業804百万円の補正予算を上程し、審議の結果、議決された。

○市においては、令和7年12月市議会に不発弾処理対策事業負担金402百万円の補正予算を上程し、審議の結果、議決された。

○令和8年3月上旬を目途に不発弾処理を実施することとなった。

③具体的内容

○県が中心となり、連絡会議での協議を踏まえながら、不発弾処理対策事業を進めた。具体的な内容は以下のとおり。

(a)潜水探査

○不発弾を現在の位置で水中爆破処理するにあたり、不発弾周辺の金属反応が確認されている10箇所について、これらが不発弾である場合には誘爆の可能性を排除できないため、事前に潜水探査をして土中に埋まっている磁気異常物が何かを確認することとした。

○なお、発見されている不発弾は、わずかな振動や衝撃により不意爆発する危険性があり、潜水探査の作業に伴う振動の有無を確認するため、令和7年12月15日～17日に、ほぼ同様の土質条件となる別の場所で、呉地方総監部の協力を得て試験探査を実施した。

○試験探査の結果を踏まえ、不発弾の位置から40m以遠の6箇所について、同年12月23日～24日に県が潜水探査を実施した結果（図-5）、新たな不発弾は発見されなかった。

○潜水探査の実施にあたっては、不意爆発の危険性を考慮し、徳山労働基準監督署や山口地方運輸支局が参画する中、連絡会議においてリスクアセスメントに基づく安全性の検討

が行われ、徳山下松港長による許可処分に至った。また、呉地方総監部による水中処分母船の現場海域待機など、関係者が連携して対応した。

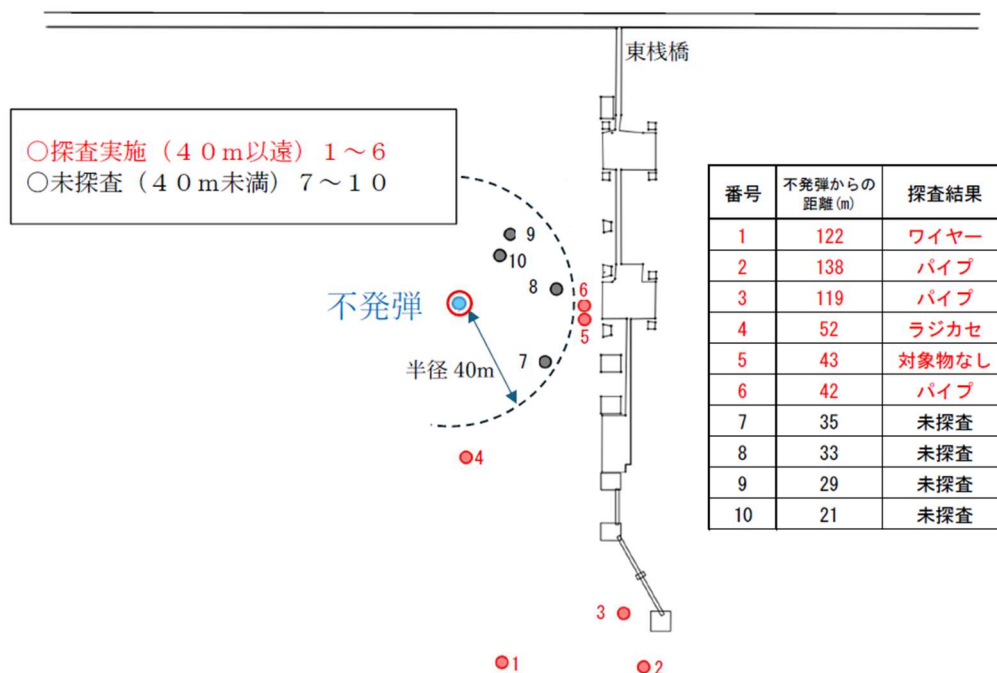


図-5 潜水探査結果 (引用元：山口県港湾 水際・防災対策連絡会議プレス資料)

(b) 海中の防護対策 (大型土のう⇒バブルカーテン)

○当初は、大型土のう設置を検討したが、上記(a)のとおり、金属反応が確認されているが潜水探査ができなかった磁気異常点4箇所と東棧橋との位置関係から物理的に設置が不可能となったため、バブルカーテンを設置する工法 (図-6、写真-3~6) の検討を進めることとした。

○バブルカーテンは、海中で無数の気泡を発生させることによりカーテン状の空気層を形成し、水中爆破に伴う衝撃波の影響を緩和させる工法で、防護対策としては国内初の取組となった。尚、本バブルカーテンは港湾空港技術研究所と前田工織 (株) が共同開発している海面浮遊物の漂流制御用設備を基本構造としている。

○出光興産は、筑波大学の協力を得て東棧橋の変形予測精度を高めつつバブルカーテンの7~9割の衝撃波低減性能が必要であることを試算し、低減目標として定めた。

○出光興産は、フランスのグランゼコール (ENSTA Bretagne) 等の協力を得て、バブルカーテンの配列方法や穴径など具体的な仕様選定を行った。また並行して、衝撃波低減効果の試算を繰り返し、衝撃波低減目標である7~9割を達成するバブルカーテン仕様を決定した。

○これらのことを踏まえ、関係者間の総意のもと、海中の防護対策を大型土のうからバブルカーテンに変更することに決定した。

○また、バブルカーテンを設置する工法の検討に時間を要したことから、3月上旬に予定していた爆破処理を3月下旬に変更し調整を進めることとした。

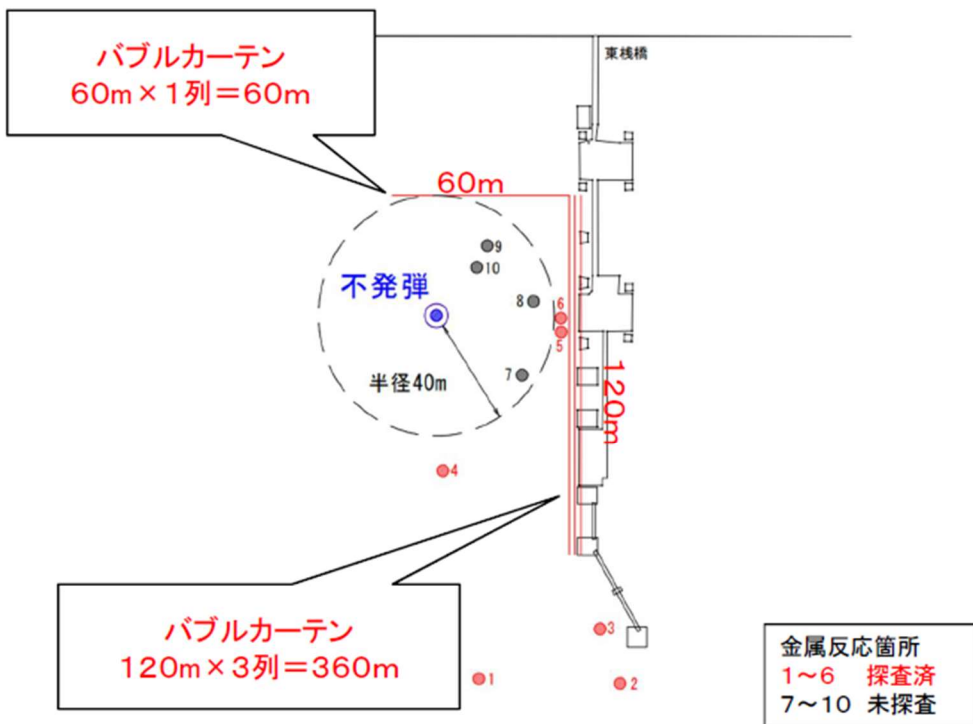
○海中の防護対策の変更については、令和8年2月19日にプレス発表（図-6）するとともに、山口県庁県政記者クラブ室において記者ブリーフィングを実施した（写真-2）。



写真-2 記者ブリーフィングの様子(提供元：宇部港湾・空港整備事務所資料)

概要

バブルカーテンは、海中に無数の気泡を発生させることによりカーテン状の空気層を形成し、水中爆破に伴う衝撃波の影響を緩和させる工法で、防護対策としては国内初の取組。



平面図



陸上での組立状況



有孔ホース

図-6 バブルカーテン設置 (引用元：山口県港湾 水際・防災対策連絡会議プレス資料)



写真-3 バブルカーテン設置作業の様子
(引用元：宇部港湾・空港整備事務所資料)



写真-4 コンプレッサー設置状況
(提供元：山口県港湾課)



写真-5 水中で気泡が発生している様子
(引用元：宇部港湾・空港整備事務所資料)



写真-6 バブルカーテン試験運転
(引用元：宇部港湾・空港整備事務所資料)

(c) 陸上の防護対策（防護ネット）

○不発弾処理時の飛散物から、近接するタンクを守るため、陸上の防護対策として、タンク本体の上部手すりにブラケット等を設置し、タンク前面に防護ネット（写真-7）を設置した。



写真-7 防護ネット（引用元：宇部港湾・空港整備事務所資料）

④警戒区域の設定

○市は、災害対策基本法第 63 条第 1 項に基づき、海域及び陸域の立入禁止区域を設定した。

(a) 海域の警戒区域の設定

〈立入禁止区域〉

○不発弾を中心とした半径 600m の海域（図-7）を立入禁止区域とした。徳山海上保安部は、同海域に徳山下松港長により航泊禁止措置を講じることとした。

○海域の立入禁止区域については徳山海上保安部が配備・警戒にあたることとした。

〈入水禁止区域〉

○不発弾を中心とした半径 3,000m の海域（図-8）を入水禁止区域とした。

○海域の入水禁止区域については徳山海上保安部、周南警察署が配備・警戒にあたることとした。

(b) 陸域の警戒区域の設定

○陸域の警戒区域については、出光興産構内において、不発弾から北へ約 500m の地点を東西に延ばした範囲（図-7）を立入禁止区域とした。

○陸域の警戒区域は、市消防本部、出光興産自衛消防隊が配備・警戒にあたることとした。

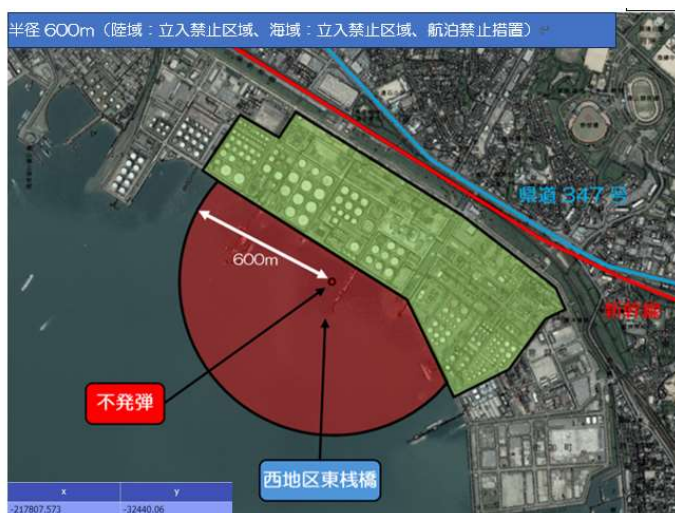


図-7 立入禁止区域



図-8 入水禁止区域

⑤コンビナート災害に備えた体制

(a) 県石油コンビナート等防災計画に準拠した体制

○事前の油抜き取り作業や防護対策を講じること、爆破処理に伴う住民への影響はないと見込んだが、不測の事態に備え、コンビナート災害が発生した場合には、石油コンビナート等災害防止法など関係法令に基づき、各関係機関が即座に対応できる体制を配備することとした。

○後述の（６）のとおり、不発弾処理等現地対策本部設置・運営計画書において、不発弾処理等現地対策本部（出光会館、写真-9）の任務の一つは、各関係機関が対応の共有を図り、必要な連携・協力を行うこととした。

○また、市が中心となって調整し、山口県石油コンビナート等防災計画に準拠し、現地連絡室（出光興産本館、写真-10）、現場指揮本部（出光興産構内屋外テント、写真-11）を予め設置することとした。

○現地連絡室は、今回の事例では、コンビナート設備から油等の漏洩が発生した場合、災害情報（災害の拡大状況、漏洩物質の特徴等）を収集・共有する場とし、その情報を基に関係機関が対策を実行することとした。出光興産、徳山海上保安部、市消防本部、周南警察署、市、県が配備することとした。事前配備することにより、災害発生時の通報体制の簡略化が図られた。

○現場指揮本部は、コンビナート設備から油等の漏洩が発生した場合、災害対応の現場指揮を執る場とし、呉地方総監部、徳山海上保安部、市消防本部、周南警察署が配備することとした。また、出光興産自衛消防隊は、徳山海上保安部、市消防本部と連携し災害対応にあたるため、出光興産構内での配備とした。

(b) 地域住民等の避難に備えた体制

○事前の油抜き取り作業や防護対策を講じることで住民への影響はないと見込まれたが、市は、不測の事態に備え、地域住民等の避難に対応できる体制を配備することとした。

○不発弾処理等現地対策本部（出光会館）とは別に、3月25日7時、市役所内に市災害対策本部を設置することとした。

○周南市長が不発弾処理等現地対策本部（出光会館）において本部長を務めるため、副市長の陣頭指揮の下、住民広報、避難誘導、避難所開設、市道通行止めなどの緊急対応を行える体制とした。

(c) 徳山海上保安部の緊急時対応計画

○徳山海上保安部は、事前に「出光興産（株）徳山事業所沖で発見された不発弾に対する緊急時対応計画」を作成し、防除に係る基本方針を定めた。また、徳山海上保安部の巡視艇（なち、にじかぜ）や九州地方整備局関門航路事務所の油回収船（がんだりゅう）、周南港湾管理事務所、出光興産、呉地方総監部との連携体制を構築し、配備・警戒にあたることとした。

⑥空域の対策

○爆破によって水柱が上がると想定されたことから、宇部港湾から大阪航空局へ情報提供するなど注意喚起を図った。

⑦東棧橋のローディングアーム撤去

○出光興産は、東棧橋上にあるローディングアームが損壊した場合に、周南コンビナートへのエチレン供給に支障が出ることから、取り外しを行った。

(5) 処理日時

○処理日時については、バブルカーテンの設置状況次第であったが、バブルカーテンの設置が令和8年2月23日から始まり、順調に進み、3月14日に完了した。

○また、市において、3月13日（遠石地区、中央地区一部）及び17日（櫛浜地区）に地域住民への説明を終えるなど爆破処理にあたっての準備が整った。

○処理日時については、爆破作業時間や、飛散物抑制及びバブルカーテンの気泡の安定の観点から潮の干満を考慮し、3月25日11時8分とし、予備日を翌日とした。

○時間の設定にあたっては、中国運輸局山口運輸支局の協力を得て、山陽本線、山陽新幹線の車両が通過しない時間帯に爆破するよう配慮した。

○前日24日、出光会館に周南市長を本部長とする不発弾処理等現地対策本部を設置することとした。

(6) 不発弾処理等現地対策本部設置・運営計画書作成

○市が中心となり、連絡会議での協議を踏まえながら、爆破処理当日の体制、役割分担、処理方法、警戒区域の設定、災害対応などを明記した不発弾処理等現地対策本部設置・運営計画書（以下、「現地対策本部計画書」という。別添-4）を作成した。

○不発弾処理等現地対策本部の構成機関は、連絡会議にて、不発弾処理に向けた諸課題の協議に参加した機関とした。

(7) タイムライン作成

○市が中心となり、呉地方総監部から提供された爆破処理要領及び爆破処理作業の流れを基に、当日のタイムラインを作成した。

○タイムラインには、総括する市、爆破処理作業にあたる呉水中処分隊、警戒にあたる関係機関（市消防本部、徳山海上保安部、周南警察署、出光興産自衛消防隊）、バブルカーテンの作動にあたる県の動きを記載した。

(8) 地域住民等への周知

○爆破処理当日には立入禁止区域、航行禁止区域及び入水禁止区域が設定され、また、爆破処理に伴う爆発音や振動等の影響が想定されたことから、地域住民等には幅広く周知する必要があった。

○このため、市では、市ホームページを活用して事前に周知を行ったほか、地域住民、公共施設、商業施設等への周知チラシ（別添-5）の配布などを行った。爆破当日は、しゅうなんメール、広報車巡回等によって再度周知を行った。

○このほか、周南港湾管理事務所は港湾利用者、山口県漁業協同組合周南統括支店は漁業関係者への周知を行った。

○中国運輸局山口運輸支局が山陽本線、山陽新幹線に関係するJR各社への周知を行った。

○徳山海上保安部は、港長公示、海の安全情報などで、海域利用者に対し周知を行った。

(9) 報道対応

○爆破処理前日は、不発弾処理等現地対策本部を出光会館に設置した。会議冒頭の本部長挨拶の撮影及び会議終了後の関係者への取材を可とした。

○爆破処理日は、本部長の終了宣言及び記者会見の撮影を可とした。安全確保や作業への支障の観点から、出光興産構内での撮影並びにヘリコプターやドローン、船舶を活用しての撮影は遠慮していただくこととした。

○進捗状況を適宜、FAX等で情報提供することとした。

(10) 油等の漏洩に対する法的対応

○出光興産と関係機関（徳山海上保安部、県、市、市消防本部）とで油等の漏洩が発生した場合の法的対応について協議を行った。

○関係法令である、消防法、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、県公害防止条例、毒物及び劇物取締法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する法的対応について情報共有を図った。

○不発弾処理等現地対策本部に關係機関が予め参集することから、通報体制の簡素化を図った。

4 不発弾処理等現地対策本部設置

○連絡会議にて検討・調整を重ね、準備が整ったことから、現地対策本部計画書（別添-4）に基づき、爆破処理前日の令和8年3月24日、出光会館（周南市速玉町2-20）に周南市長を本部長とする不発弾処理等現地対策本部を設置（写真-8）した。14機関約80名が参加した。

○引き続き会議を開催し、爆破処理作業、バブルカーテン設置、警戒体制に関する最終確認を行った。



写真-8 現地対策本部設置の様子



写真-9 現地対策本部当日の様子

5 不発弾の爆破処理当日の対応

○爆破処理当日の令和8年3月25日、早朝5時30分に14機関約150名が集合し、現地対策本部計画書に基づき、不発弾処理等現地対策本部（出光会館、写真-9）、現地連絡室（出光興産本館、写真-10）、現場指揮本部（屋外テント、写真-11）に分かれて配備した。

○その後は、あらかじめ作成したタイムラインに基づき、市が統括し、関係機関が爆破処理作業、バブルカーテンの作動、警戒区域内の警備にあたった。

○また、関係機関は、コンビナート災害に備え配備した。

○当日の天気は雨のち曇りで、アメダス実況（下松）では、11時の雨量は1.5mm/h、北北東の風1.5m/sであった。



写真-10 現地連絡室当日の様子



写真-11 現場指揮本部当日の様子

○実際の主なタイムラインは、6時50分から呉水中処分隊による爆破処理作業（写真-12、13）を開始し、適宜、警戒区域内の安全確認を行いながら作業を進めた。10時23分からバブルカーテンの通気を開始した。バブルの発生状況は良好（写真-14）であり、準備が整ったので11時8分に爆破（写真-15）を行った。爆発に伴い、高さ約30mの水柱が発生するとともに、大きな爆発音及び振動が確認された。



写真-12 水中処分母船当日の様子
（提供元：呉地方総監部）

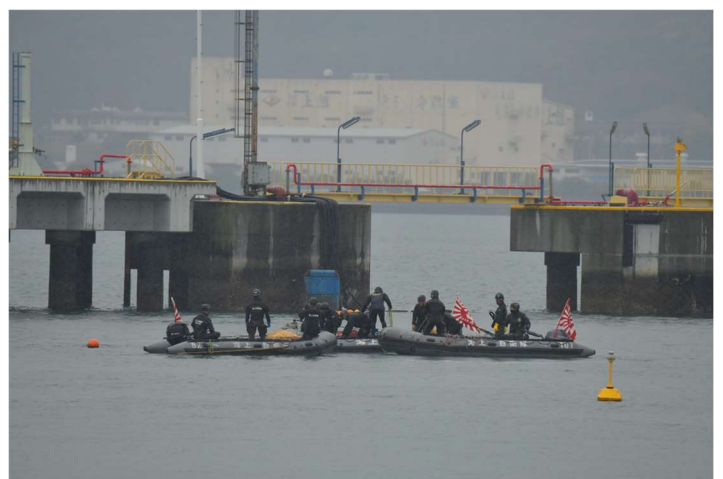


写真-13 爆破処理作業当日の様子
（提供元：呉地方総監部）



写真-14 バブルカーテン 発生状況：良好 市消防本部撮影



写真-15 爆破瞬間 水柱、振動、爆音あり 市消防本部撮影

○海中の濁りが収まった後、呉水中処分隊によって不発弾の爆破が成功したことが確認された。その後、目視による東栈橋等の安全点検、海上への油等の漏洩を確認した結果、特に問題は認められなかったことから、13時8分に本部長による終了宣言（写真-16）を行った。



写真-16 本部長である周南市長から終了宣言

〈実際の主なタイムライン〉

日付	時刻	項目
3月24日	11:00	不発弾処理等現地対策本部設置
3月25日	5:52	呉地方総監部が爆破処理実施可能と判断
	6:38	警戒区域内の立入禁止規制を開始し、市消防本部、出光興産自衛消防隊、徳山海上保安部、周南警察署が警戒を開始
	6:50	呉水中処分隊が爆破処理作業を開始
	10:23	バブルカーテンの通気を開始
	11:08	水中爆破
	11:55	呉地方総監部から爆破作業終了の報告。爆破は成功、不発弾は爆弾の機能を喪失
	13:08	本部長の終了宣言、立入禁止規制解除
3月27日		出光興産は残りの磁気異常点4点の潜水探査を実施。新たな不発弾なし。
4月6日		出光興産が東栈橋の点検結果等を報告。東栈橋本体（上部）異常なし。バブルカーテンによる水中衝撃波の低減率96%

6 コンビナート施設・設備等への影響

○前述のとおり爆破処理日においては目視での安全点検を行った結果、特段の被害はなかった。

○爆破処理日から後日、山口県漁業協同組合周南統括支店に確認したところ、魚への影響は報告されていないとのことであった。

○呉水中処分隊によると、不発弾から 300m 離れた作業ボートからの目視確認では構造物に被害を与えるような飛散物は確認できなかった。

○令和 8 年 4 月 6 日出光興産主催の「東棧橋調査結果報告会」では、速報として、バブルカーテンの効果があったこと、東棧橋本体（上部）に異常はなかったとの報告があった。その後、令和 8 年 4 月 17 日付「不発弾爆破処理後点検・健全性確認結果」では、付帯設備の軽微な損傷はあるが、構造物、杭、配管の損傷は無く、東棧橋は使用可能とのことであった。

○東棧橋以外では、陸側の構造物において基礎部の剥離欠損、窓ガラスひび割れ（40 cm 程度）を確認したとのこと。

7 残り 4 箇所の潜水探査

○令和 8 年 3 月 27 日、不発弾周辺で金属反応が確認されているが潜水探査できなかった磁気異常点 4 箇所について出光興産が潜水探査を実施した結果、新たな不発弾は発見されなかった。

8 今後の課題

（1）海域での不発弾処理

○今回の爆破処理は、コンビナート設備や東棧橋に隣接する海域での処理となり、極めて特殊かつ難易度の高い困難な事例であった。

○また、関係法令が、自衛隊法、災害対策基本法、石油コンビナート等災害防止法、港則法、港湾法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など多岐にわたることから、対応に当たっては、関係機関間の慎重な協議・調整を要した。

○今回の事例においては、宇部港湾が連絡・調整役として関わり始めてから、関係機関の連携の促進が図られ、困難な課題解決のための具体的な協議が進んだ。

○こうしたことから、困難事例においては、国が連絡・調整役となり関係機関をまとめていくことが望まれる。

（2）爆破処理に起因する損害の補償

○不発弾の処理に起因する損害が発生した場合、その損害を補償する制度がない。今回の爆破処理では幸いにも被害は軽微なもので済んだが、事業所の操業停止に伴う損害など間接的な損害も含めた補償の法的整備が望まれる。

9 まとめ

○令和8年3月25日、関係機関の協力のもと、呉水中処分隊による水中爆破処理作業は無事終了した。不発弾近くで作業にあられた海上自衛隊をはじめ、油抜き作業やバブルカーテン設置など不発弾処理に関わっていただいた全ての関係機関に感謝を申し上げる。

○国内初となるバブルカーテンの設置による衝撃波の緩和の効果もあり、隣接する出光興産の東栈橋をはじめ、周辺環境に影響は確認されず、不発弾処理は安全かつ適切に完了した。また、付近で金属反応が確認された他の10箇所についても、全て爆発物ではないことが確認された。

○これもひとえに、検討段階から爆破処理日まで、国の機関を中心に、県、市、民間企業等が組織の枠を超え一体となって、この困難な事例に立ち向かった賜物である。

○また、平時の防災会議や防災訓練等を通じて、関係機関相互の「顔の見える関係性」を構築し、信頼関係及び円滑な連携体制ができていたことが、成功に繋がった大きな要因と考える。改めて、防災対策においては、関係機関相互の「顔の見える関係性」の構築が極めて重要であることを再認識した。

○この経験を踏まえ、引き続き地域住民の安全確保を図ってまいりたい。

＜爆破処理に至るまでの経緯＞

日付	項目
令和7年9月5日	周南市新宮町の出光興産（株）徳山事業所の東棧橋付近の海底で不発弾を発見
9月6日～7日	不発弾を中心とする半径300mの海域について、徳山海上保安部が航泊禁止措置の港長公示を发出
9月7日	不発弾を中心とする半径3000mの海域について、徳山海上保安部がマリレジャーや漁業活動を実施しないよう注意喚起を実施
9月8日	関係者による連絡調整会議（徳山海上保安部が招集）
9月16日	県、市、徳山海上保安部が呉地方総監部を訪問し以下を協議 ・不発弾を別の場所に移動させた上での爆破処理 ・爆破による影響（水中の爆圧、陸上の爆風・飛散物等） ・影響を低減させるための措置 ・他に金属反応があった10箇所の調査
9月19日	呉地方総監部から、「発見場所での水中爆破処理」との正式回答
9月26日	県、市、出光興産等と呉地方総監部との間で影響について協議
10月10日	出光と呉地方総監部との間で爆破場所について協議
10月16日	県、市、徳山海上保安部において今後の対応について協議
10月28日	県、出光興産において今後の対応について協議
10月31日	県、市と呉地方総監部との間で爆破場所等について協議
11月12日～13日	県及び市が防衛省等に緊急要望を実施
11月14日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第1回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・これまでの経緯、不発弾処理に向けた論点、スケジュール案
11月27日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第2回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・磁気異常点10箇所の潜水探査、防護対策、油抜き作業、役割分担など
12月4日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第3回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテンの検討、油抜き作業のプレス対応など
12月8日～12日	出光興産東棧橋上の油抜き作業を実施
12月12日	防護対策などの費用を含む補正予算が成立（山口県）
12月15日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第4回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・油抜き作業完了報告、不発弾位置測量結果、試験探査作業計画、防護対策検討状況、プレス対応、今後のスケジュール
12月15日～17日	潜水探査実施にあたり不発弾への影響を確認するため、別の場所で試験探査を実施、試し掘り箇所から40m以遠では振動の影響がないことを確認
12月19日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第5回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・試験探査結果報告、本探査の実施可否、本探査のリスクアセスメントなど
12月19日	防護対策などの負担金を含む補正予算が成立（周南市）
12月23日～24日	金属反応が確認されている不発弾から40m以遠の6箇所の潜水探査を実施し、不発弾ではないことを確認

日付	項目
12月25日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第6回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・潜水探査の結果報告、プレス対応、防護対策の検討状況等
令和8年1月9日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第7回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテンの効果・仕様・配置、東棧橋への影響シミュレーションなど
1月16日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第8回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテン試験施工、警戒区域設定、現地対策本部など
1月19日	陸上の防護対策（防護ネット）の工事着手
2月3日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第9回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテン設計状況、試験施工、爆破処理要領、爆破日時など
2月13日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第10回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテン試験施工の結果報告、陸域の立入禁止区域、タイムライン ・バブルカーテンの施工決定
2月20日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第11回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテン試験施工（2回目）の結果報告、今後のスケジュール
2月23日	海中の防護対策（バブルカーテン）の工事着手
2月27日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第12回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテン設置の作業手順・リスクアセスメント、マスコミ対応、不発弾処理日、住民へのお知らせ、タイムライン、油防除計画
3月6日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第13回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテン設置の進捗状況、爆破処理日程のプレス、現地対策本部など
3月17日	山口県港湾 水際・防災対策連絡会議〈第14回徳山下松港不発弾処理に向けた連絡調整会議〉 ・バブルカーテン設置の進捗状況、現地対策本部設置・運営計画、タイムライン、異常現象発生時の通報体制、マスコミ対応、油防除計画など
3月24日	不発弾処理等現地対策本部設置
3月25日	爆破処理

〈山口県港湾 水際・防災対策連絡会議構成機関〉

区分	名称
【国の機関】	財務省 門司税関 徳山税関支署
	法務省 広島出入国在留管理局 周南出張所
	厚生労働省 広島検疫所 徳山下松・岩国出張所
	厚生労働省 山口労働局 徳山労働基準監督署※
	農林水産省 神戸植物防疫所 広島支所
	環境省 中国四国地方環境事務所
	海上自衛隊 呉地方総監部
	国土交通省 中国運輸局 山口運輸支局 徳山庁舎
	海上保安庁 第六管区海上保安本部 徳山海上保安部
【山口県】	総務部 防災危機管理課※、消防保安課※
	環境生活部 環境政策課※
	土木建築部 港湾課
	農林水産部 水産振興課※
	健康福祉部 薬務課※
	周南警察署
	周南港湾管理事務所
	周南農林水産事務所※
【周南市】	総務部 防災危機管理課※
	建設部 河川港湾課
	消防本部
	環境生活部 環境政策課※
	産業振興部 水産振興課※
【民間事業者】	出光興産株式会社徳山事業所
【事務局】	国土交通省 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所
【オブザーバー】	防衛省中国四国防衛局※、山口県漁業協同組合周南統括支店※ 若築建設（株）※、日本ジタン（株）※、前田工織（株）※ 国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

※印は本事案を踏まえて追加

不発弾処理等現地対策本部 設置・運営計画書

令和8年3月25日実施
山口県・周南市

令和7年9月5日（金）に出光興産株式会社徳山事業所の西地区東棧橋付近の海底において発見された不発弾の処理にあたり現地対策本部を下記のとおり設置・運営する。

記

1 不発弾処理等現地対策本部

(1) 設置日時 令和8年3月24日（火）11時

(2) 設置場所 出光興産株式会社徳山事業所 出光会館2階体育館
(周南市速玉町2-20)

(3) 構成組織（「別紙1」参照）

[本部長] 周南市長

[副本部長] 宇部港湾・空港整備事務所長、山口県総務部理事

[構成機関団体] 海上自衛隊呉地方総監部、中国四国防衛局、中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所、中国運輸局山口運輸支局、徳山海上保安部、広島出入国在留管理局周南出張所、門司税関徳山税関支署、徳山労働基準監督署、周南警察署、山口県、周南市、周南市消防本部、出光興産株式会社徳山事業所、山口県漁業協同組合周南統括支店

(4) 任務（「別紙1」参照）

①不発弾処理

本部長の指揮の下、市民の生命・安全を守るため、関係機関が共通認識を持って総合的・統一的に不発弾の処理にあたる。（「別紙2」参照）

②コンビナート災害等が発生した場合の対応

コンビナート災害等が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法など関係法令に基づき各関係機関が対策を講じる。不発弾処理等現地対策本部は、各関係機関が講じた対策を共有する場とし、連携・協力を促進し早期解決を図る。（「別紙3」参照）

2 不発弾処理

(1) 実施日時

令和8年3月25日（水）6時頃から13時頃まで

※不発弾処理作業が終了し、安全確認を行った上で警戒区域を解除するまで

※予備日 令和8年3月26日（木）

(2) 実施機関

海上自衛隊呉水中処分隊

(3) 処理方法

水中爆破処理（電気発火方式）（「別紙4」参照）

(4) 処理状況の確認

処理現場からの状況報告は、水中処分隊が現地対策本部に報告する。

(5) 処理終了の確認及び終了宣言

水中処分隊の報告により、本部長が現地において不発弾処理後の安全を確認したのち、現地対策本部で終了宣言を行う。

3 警戒区域の設定【市】

市は、不発弾処理作業中の安全を確保するため、災害対策基本法第 63 条に基づき、下記のとおり警戒区域を設定する。（「別紙 5」参照）

(1) 警戒区域の設定

①陸域

- ・陸域は出光興産株式会社徳山事業所構内の一部を立入禁止区域とする。
- ・警戒区域境界道路上に看板等を設置し、立入制限を行う。

②海域

- ・不発弾処理現場から半径 600 m の海域は立入禁止区域とし、徳山海上保安部は同海域に「航泊禁止措置」を講じる。
 - ・不発弾処理現場から半径 3,000 m の範囲を入水禁止区域とする。
- ※入水制限の行為・・・ダイビング、シュノーケリング、カヤック、サップなど、海に直接、身体が触れる可能性のある行為の禁止

(2) 設定時間

令和 8 年 3 月 25 日（水）6 時 40 分頃から 13 時頃まで

※不発弾処理作業が終了し、警戒区域の解除まで

※予備日 令和 8 年 3 月 26 日（木）

(3) 警戒（進入禁止）及び突発事案対応【市消防本部、出光興産自衛消防隊、周南警察署、徳山海上保安部】（「別紙 4」参照）

①陸域（出光興産株式会社徳山事業所構内の一部）

- ・市消防本部は、自衛消防隊と連携し、警戒区域内の警戒及び突発事案発生に備えた体制を確保する。

②海域

- ・徳山海上保安部は、警戒区域内の警戒及び突発事案発生に備えた体制を確保する。
- ・周南警察署は、入水禁止区域における陸域からの入水を防止するため、警戒及び突発事案発生に備えた体制を確保する。

4 空域の対策【宇部港湾・空港整備事務所、市防災危機管理課】

爆破によって水柱が上がると想定されることや、爆破作業に支障を及ぼす可能性があることから、事前に大阪航空局へ情報提供を行うとともに、警戒区域内上空でのヘリコプターやドローンの飛行の自粛を周知する。

5 災害対応

(1) 現場活動【市消防本部、出光興産自衛消防隊、徳山海上保安部】

①陸域

市消防本部及び自衛消防隊が連携し、警戒区域内の火災発生等の緊急事態に備えた体制を確保する。

②海域

徳山海上保安部、自衛消防隊及び関係機関が連携し、警戒区域内の危険物漏洩等の緊急事態に備えた体制を確保する。

(2) 情報収集活動【県消防保安課、市防災危機管理課、市環境政策課、市消防本部、徳山海上保安部、周南警察署、出光興産】

関係機関は、「現地連絡室」にて、発災事業所から一元的に情報収集・共有を行う。また、万が一、住民の避難が必要となった場合には、市が中心となり必要な対応を行う。

6 住民周知

(1) 周南市ホームページ、しゅうなんメール、SNSへの掲載【市】

(2) 地域住民（中央・遠石・櫛浜地区）への説明会（各地区自治会長向け）【市】

○3月13日（金）（中央、遠石）、17日（火）（櫛浜）

○説明会にて自治会長に住民周知用のチラシを配布し、自治会内で回覧若しくは個別配布していただく

(3) 港湾利用者への周知【県】

(4) 漁業関係者への周知【漁協、市】

(5) 交通機関への周知【中国運輸局山口運輸支局】

○JR関係（山陽本線、山陽新幹線、貨物）

○防長バス

(6) 広報車による当日周知【市】

7 報道対応【市】

(1) 不発弾処理等現地対策本部設置時の会議

(2) 処理作業中、随時、処理状況の提供を行う。（FAX等でお知らせ）

(3) 処理終了後、本部長による終了宣言

※（1）、（3）後の取材対応の役割分担は下記のとおり

・不発弾処理等現地対策本部に関すること【市】

・不発弾処理に関すること【海上自衛隊呉地方総監部】

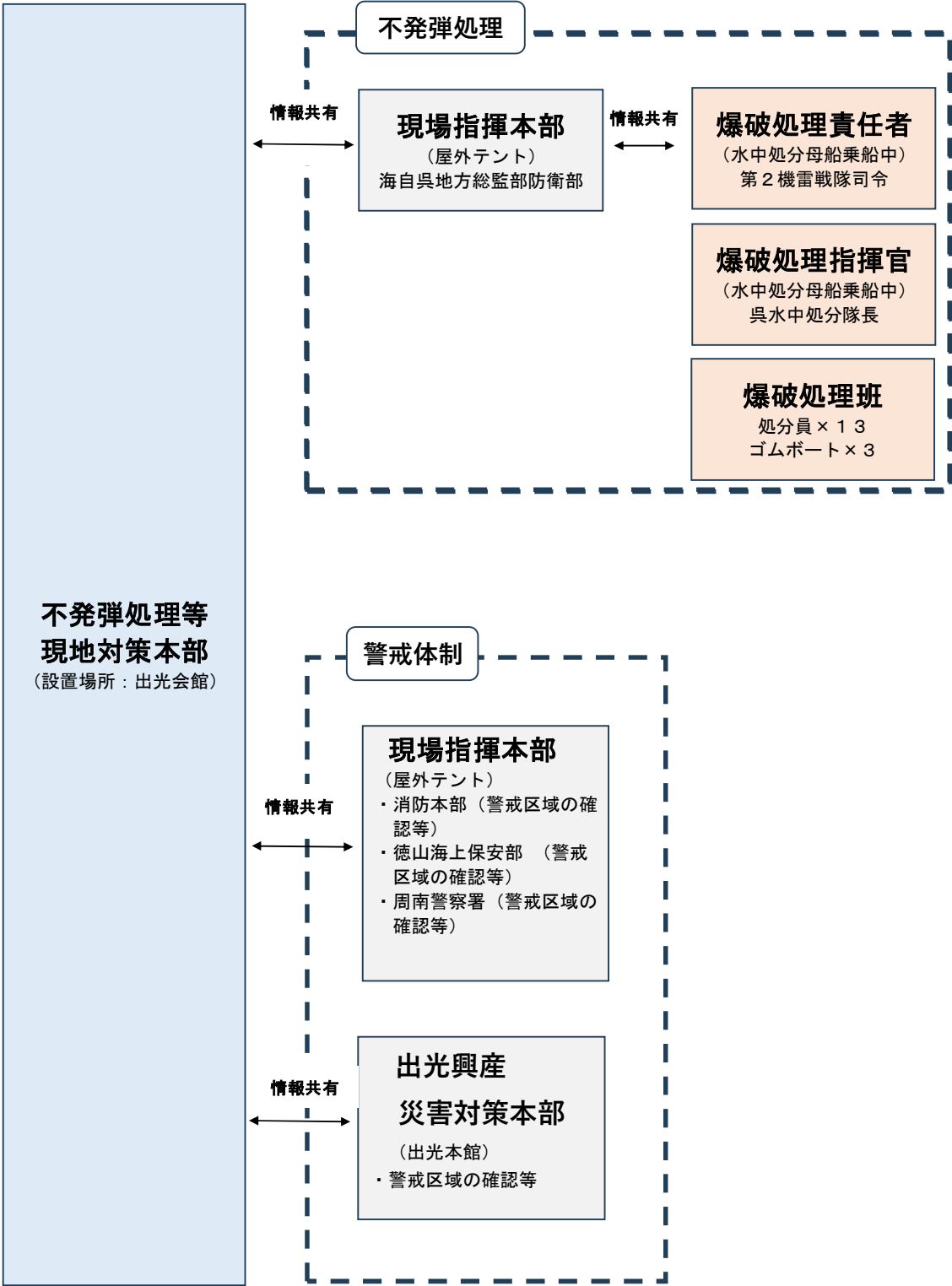
・防護対策に関すること【県】

・山口県港湾 水際・防災対策連絡会議に関すること【宇部港湾・空港整備事務所】

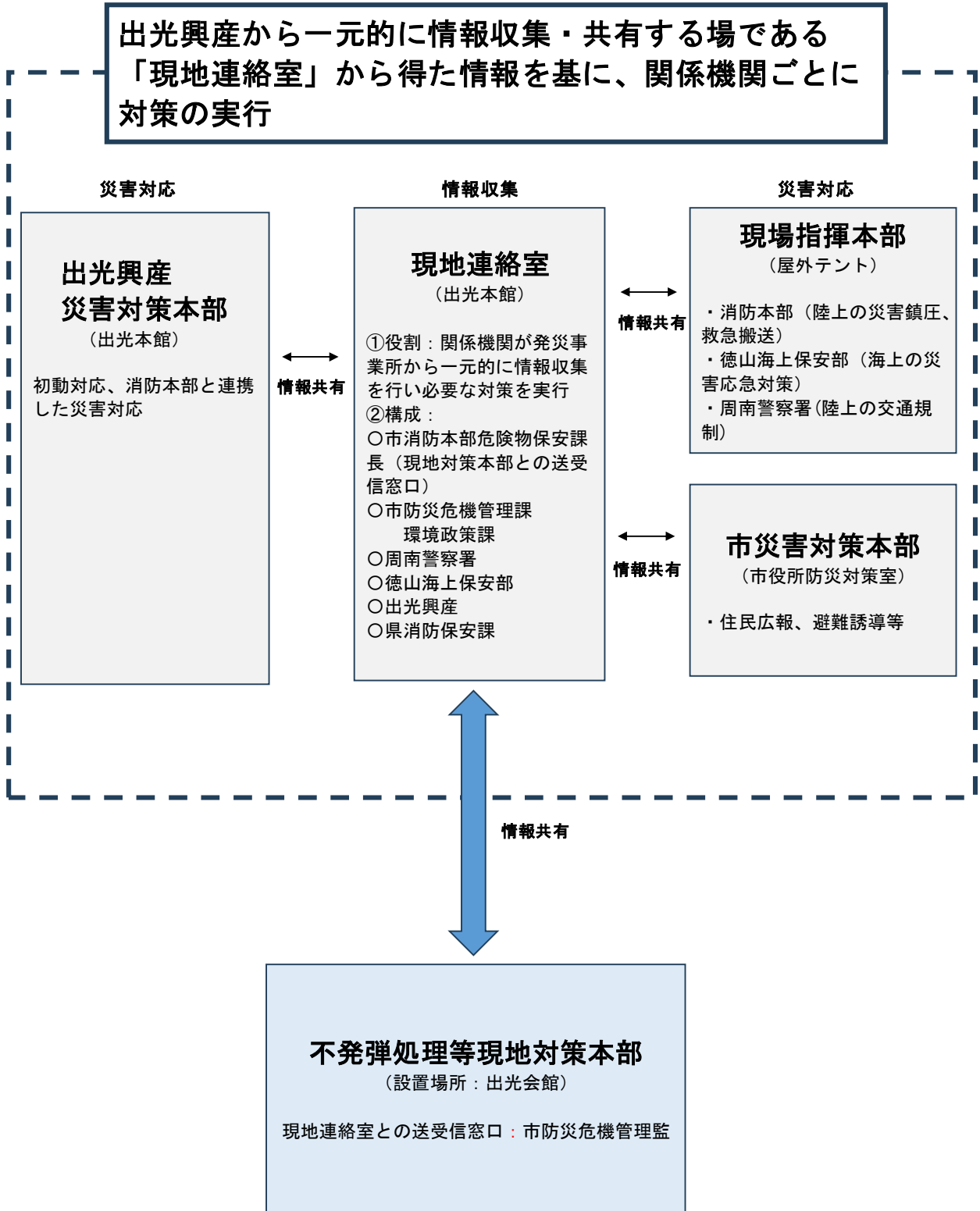
現地対策本部構成機関及び役割

		構成機関	役割
不発弾処理等 現地対策本部 【本部長】 周南市長 【副本部長】 ・宇部港湾・空港整備事務所長 ・山口県総務部理事 (設置場所：出光会館)	1	海上自衛隊 呉地方総監部	・不発弾処理に関すること（別紙2、4参照） ・海域の油防除
	2	防衛省 中国四国防衛局	・関係機関間の連絡調整
	3	国土交通省 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所	・総合調整、プレス対応 ・海域の油防除
	4	国土交通省 中国運輸局 山口運輸支局	・情報収集及び伝達
	5	国土交通省 海上保安庁 徳山海上保安部	・警戒区域（海上）の警戒（別紙2、4参照） ・コンビナート災害対応（現地連絡室参集、現場指揮本部設置、海上災害の応急対策）（別紙3参照） ・海域の油防除
	6	法務省 広島出入国在留管理局 周南出張所	・情報収集及び伝達
	7	財務省 門司税関 徳山税関支署	・情報収集及び伝達
	8	厚生労働省 山口労働局 徳山労働基準監督署	・情報収集及び伝達
	9	周南警察署	・警戒区域（入水禁止区域）の警戒（別紙2、4参照） ・コンビナート災害対応（現地連絡室参集、現場指揮本部設置、陸上の交通規制）（別紙3参照）
	10	防災危機管理課	・総合調整、記録、プレス対応
	11	消防保安課	・コンビナート災害対応（総合調整、現地連絡室参集）（別紙3参照）
	12	環境政策課	・コンビナート災害対応（公害防止）
	13	薬務課	・コンビナート災害対応（毒物劇物）
	14	周南環境保健所	・コンビナート災害対応（公害、毒物劇物）
	15	水産振興課	・漁業関係者への注意喚起（県漁協周南統括支店と連携）
	16	周南農林水産事務所	・漁業関係者への注意喚起（県漁協周南統括支店と連携）
	17	港湾課	・港湾利用者への注意喚起
	18	周南港湾管理事務所	・港湾利用者への注意喚起 ・海域の油防除
	19	周南土木建築事務所	・コンビナート災害対応（交通規制・県道）
	20	防災危機管理課	・総合調整、警戒区域の設定・解除、記録、プレス対応 ・コンビナート災害対応（住民広報、避難所開設・運営等）（別紙3参照）
	21	環境政策課	・コンビナート災害対応（現地連絡室参集）（別紙3参照）
	22	水産振興課	・漁業関係者への注意喚起（県漁協周南統括支店と連携）
	23	河川港湾課	・港湾利用者への注意喚起
	24	道路課	・コンビナート災害対応（交通規制・市道）
	25	消防本部	・警戒区域（陸上）の警戒（別紙2、4参照） ・コンビナート災害対応（現地連絡室参集、現場指揮本部設置、陸上災害鎮圧、救急搬送）（別紙3参照）
	26	出光興産株式会社徳山事業所	・警戒区域（陸上）の警戒（別紙2、4参照） ・コンビナート災害対応（現地連絡室参集、被害状況の把握及び関係機関への伝達）（別紙3参照） ・海域の油防除
	27	山口県漁業協同組合周南統括支店	・漁業関係者への注意喚起（県、市と連携）

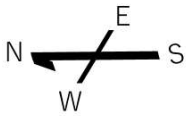
不発弾処理



コンビナート災害が発生した場合の対応

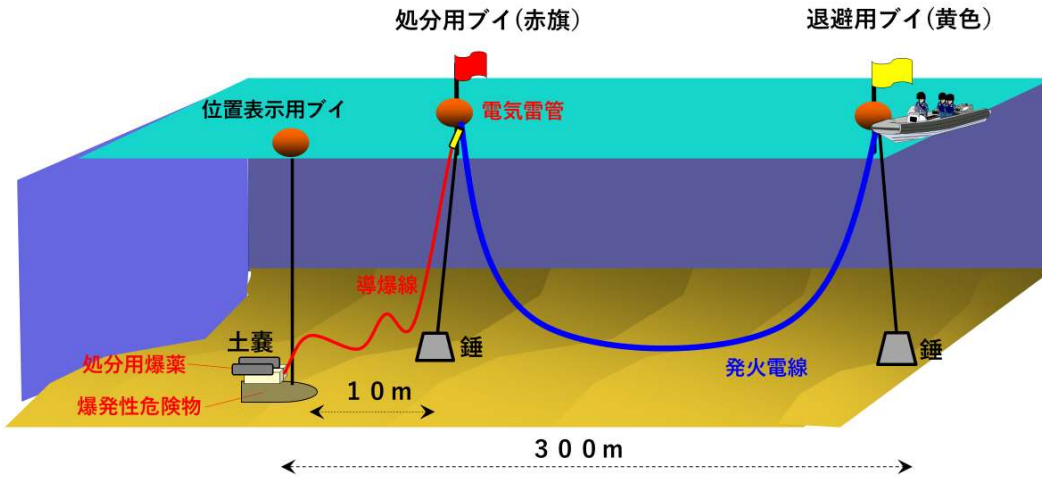


爆破処理要領



爆破処理要領

爆発性危険物に直接処分用爆薬を取り付け、電気発火法により、爆破処分する。



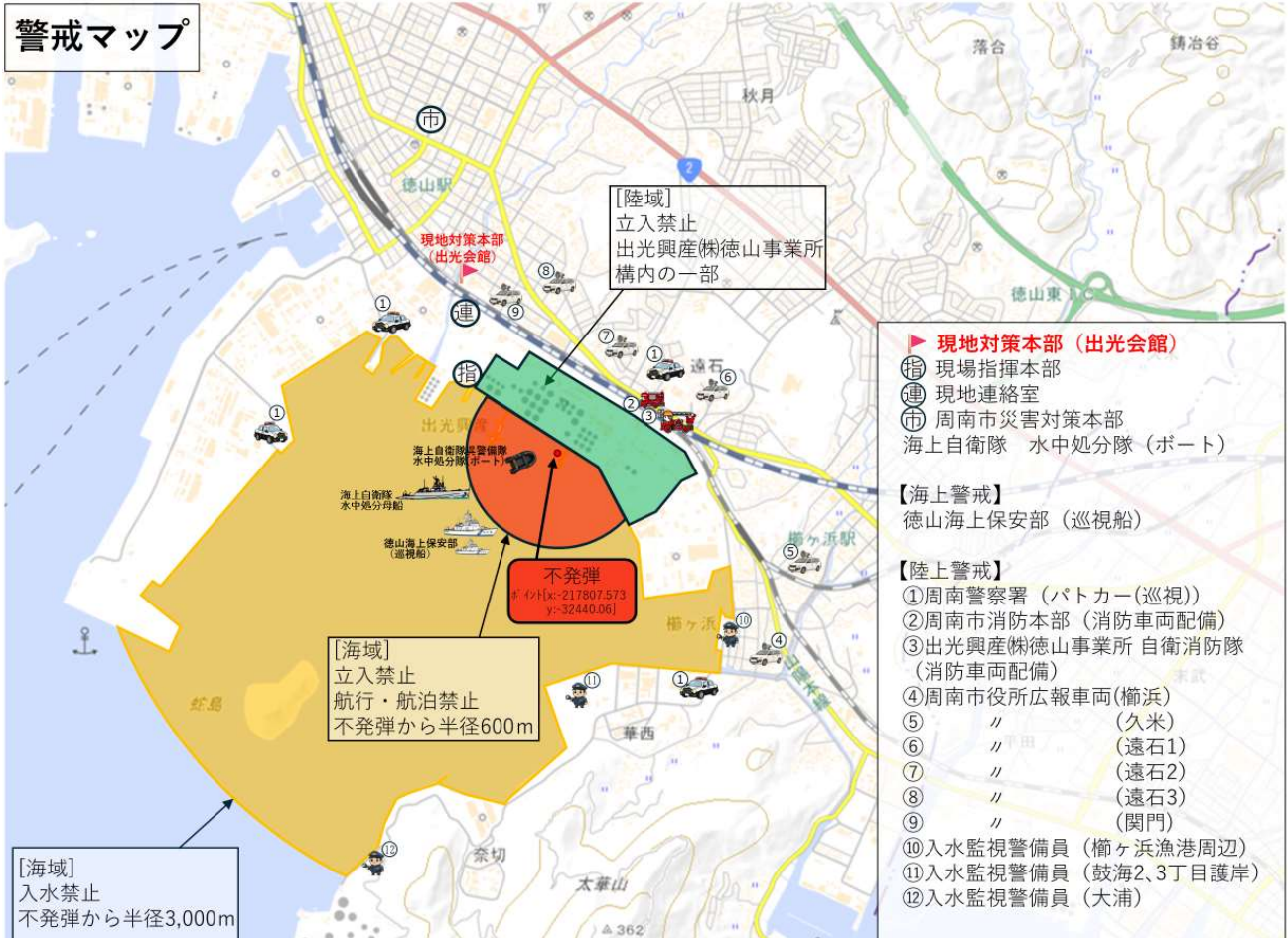
<潜水作業制限>

区分	制限基準
風速	10m/秒以上
波高	1.5m以上
流速	1.0kt以上
視界	500m以下

<潜水可否の判断>

当日5:50頃に、海面の天候状況を踏まえて海自が作業可否を判断し、通知する。

警戒体制 (イメージ図)



半径 600m (陸域：立入禁止区域、海域：立入禁止区域、航泊禁止措置)



半径 3, 000m (海域：入水禁止区域)



徳山下松港で発見された不発弾の処理について(お知らせ)

昨年9月5日に不発弾が発見されて以降、地域住民、周辺企業、漁業関係者の皆様には、ご心配とご不安をおかけしてきましたが、今般、海上自衛隊による水中爆破処理の作業日時や、警戒区域等が決まりましたので下記のとおりお知らせします。

処理の際は、水柱や大きな音が発生する可能性があります。厳重な警戒体制と防護対策を講じた上で処理を行いますので、警戒区域外への影響はない見込みです。

天候等による日程変更や、規制の解除など必要な情報は市ホームページや、広報車等で適宜お知らせしますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

■水中爆破処理日

令和8年3月25日（水）作業時間：6時頃から13時頃まで、爆破時間：11時頃
 ※作業の進捗によって、時間が前後する場合がございますので、ご了承ください。
 ※予備日：3月26日（木）爆破時間：12時頃

■水中爆破処理場所

周南市新宮町地先（出光興産株式会社徳山事業所西地区東棧橋付近）

■警戒区域における立入規制等（災害対策基本法等に基づく）

地域住民の皆様が日常的に利用される道路の交通規制はありませんが、安全な処理を行うため下記のとおり規制を行います。

規制時間いずれも、令和8年3月25日（水）6時40分頃から13時頃まで
 ※作業の進捗によって、時間が前後する場合がございますので、ご了承ください。

〈陸域〉

○立入禁止・・・出光興産株式会社徳山事業所構内の一部（裏面参照）

〈海域〉

○航行・停泊禁止・・・不発弾処理現場から半径600m（裏面参照）

○入水禁止・・・不発弾処理現場から半径3000m（裏面参照）

■現地対策本部の設置

処理日には、市長を本部長とする現地対策本部を設置し、国、県、市など関係機関が連携し、爆破処理や警戒にあたります。

■留意事項

処理日には警戒区域周辺に近づくことや、船舶、ヘリコプター及びドローンでの撮影は控えていただきますようお願いいたします。



